

広島県收受	
第	号
28.3.10	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬生審査発0307第1号  
平成28年3月7日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長  
（公印省略）

希少疾病用医薬品の指定取消し及び希少疾病用医薬品の指定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第77条の5の規定に基づき試験研究等の中止届が提出された下記の希少疾病用医薬品について、同法第77条の6第1項の規定に基づき指定が取り消され、また、同法第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医薬品が下記のとおり指定されたので、通知する。

記

1. 指定の取消し

指 定 番 号：(18薬) 第188号

医 薬 品 の 名 称：ネララビン

予 定 さ れ る 効 能 又 は 効 果：成人及び小児における再発・難治性の下記疾患

・ T細胞性急性リンパ芽球性白血病

・ T細胞性リンパ芽球性リンパ腫

成人T細胞白血病／リンパ腫

申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称：グラクソ・スミスクライン株式会社

2. 指定

指 定 番 号：(18薬) 第188号

医 薬 品 の 名 称：ネララビン

予 定 さ れ る 効 能 又 は 効 果：成人及び小児における再発・難治性の下記疾患

・ T細胞性急性リンパ芽球性白血病

・ T細胞性リンパ芽球性リンパ腫

成人T細胞白血病／リンパ腫

申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称：ノバルティスファーマ株式会社

